

狛江市地域生活支援拠点（案）

令和 5 年 11 月 30 日

狛江市地域自立支援協議会資料

地域生活支援拠点とは

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度の障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの

【目的】

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をやすくする支援を提供する体制を整備

【機能】

次の5つの機能について、地域の実情を踏まえて整備する。

- ①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり

基本的な考え方

地域生活支援拠点は、国から機能が示されているが、地域の実情を踏まえて構築していくものである。

【地域で暮らし続けるために特に不足しているサービス】
重度の障がい者の居住施設



拠点となるグループホーム・ショートステイを整備

拠点を中心に相談支援事業所・市内事業所が連携して支援₃

【機能①】 相談

国

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用して、コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

狛江市

支援困難な障がい者等に対応するとともに、特定相談支援事業所にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れ対応を行う。

実施

拠点

連携

計画相談支援

【機能②】 緊急時の受入れ・対応

国

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関連絡等の必要な対応を行う機能

狛江市

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、短期入所を緊急に行った場合に、拠点で受け入れる。（7日以内）

「緊急」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護できない場合、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合をいう。

実施

拠点（短期入所）

連携

計画相談支援

【機能③】 体験の機会・場

国

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

狛江市

- 共同生活援助は拠点で実施
- 体験の支給決定が必要であり、支給の申請にはサービス等利用計画が必要
- 1人につき1回当たり連続30日以内、年50日以内
- 通所は日中活動系サービス事業所と連携
- 体験利用を行った場合に15日以内に限り算定

実施

拠点（共同生活援助）

連携

日中活動系サービス（市内にあるサービスは生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型の3種類）

地域移行支援の体験

【障害福祉サービスの体験利用加算】

地域移行支援の支給決定を受けた者に係る療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援の体験的な利用に関し、援助等を行うと、利用支援の日数に応じて（15日以内）加算を算定できる。

【体験宿泊加算】

地域移行支援事業者が、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に、15日を限度として加算を算定できる。

共同生活援助と地域移行支援の違い

【地域移行支援】

地域移行支援事業者が、単身での生活を希望している者に対し、グループホームとしてのサービスではなく、単にグループホームの居室を活用して体験的な宿泊支援を提供した場合は地域移行支援の「体験宿泊加算」を算定

【共同生活援助】

共同生活援助事業者が、グループホームの入居を希望している者に対し、共同生活援助の支給決定を受けた後、体験的に共同生活援助を提供した場合は、「共同生活援助サービス費（Ⅳ）」又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）」を算定

【機能④】 専門的人材の確保・養成

国

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した、障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

狛江市

基幹相談支援センターにおいて相談支援事業所への研修を実施し、相談支援事業所以外の事業所への研修はニーズを調査した上で実施する。

現在は、狛江市障がい福祉人材確保対策事業補助金により、次に掲げる研修を受けた場合は、25,000円を上限に受講料を補助している。

1. 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・統合課程・行動障害支援課程）
2. 行動援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）
3. 同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）

【機能⑤】 地域の体制づくり

国

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

狛江市

連携事業所に関する情報を公表する。

また、拠点や連携事業所における当該事業に係る支援実績について、市へ報告し、協議会等で情報共有を行う。

現在は、医療的ケア児の支援に関して医師や訪問看護ステーション等の関係機関との連携に取り組んでいる。

狛江市のコンパクトさをいかし、障がいの分野に限らず、地域包括支援センター、医療機関や学校、民生委員等の様々な機関との連携を検討していく。

グループホーム等について

【今後のスケジュール】

令和5年12月 着工
令和6年8月 竣工
令和6年11月 事業開始

定員：グループホーム12名、ショートステイ2名

構造階数：木造、地上2階建て

延床面積：616.67㎡

ユニット：2（男女でユニットを分ける。）

対象者：主に身体障がい者又は知的障がい者の障害支援区分4～6の方

※ショートステイは、障がい種別を問わず利用可能